平成２５年度法調事務打合せ会報告書

日　時　　平成２５年１１月２５日（月）１３時３０分～１５時２５分
会　場　　三重県土地家屋調査士会２階大会議室
出席者(敬称略)
【津地方法務局】※以下、「法務局」と略記

首席登記官	所	満
統括登記官	高橋	英雄
総括表示登記専門官	大島	久
表示登記専門官	山村	隆夫

【三重県土地家屋調査士会】※以下、「調査士会」と略記

副会長	島	庄平
副会長	永井	哲也
副会長	古尾	圭一
常任理事	萩原	巧
常任理事	堀江	秀弥
常任理事	西脇	春治
常任理事	杉本	敦司

法務局挨拶　首席登記官　所　満

日頃、貴会におかれましては、１４条地図作成作業や筆界調査委員等でご協力いただき、誠にありがとうございます。

貴会は本年７月に「境界問題相談センターみえ」を設立され、今後は、法務局の「筆界特定制度」との連携について、協力体制を整えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、津地方法務局におきましては、本年２月をもちまして、管内全域で、「登記情報交換システム」・「登記情報提供サービス」の利用が可能となっています。

Ⅰ．要望事項

【法務局】

１．オンライン申請の利用拡大について

政府方針として、電子行政の推進が求められており、当面、平成２５年度末まで

に、重点手続きについて利用率７１%が目標として掲げられています。そこで、貴会の会員の皆様には、更なるオンライン申請の利用拡大にご協力をお願いいたします。

法 務 局：津地方法務局管内においては、１月から９月で約３８％（表示＋権利）の利用率となっており、全国平均値と同程度となっている。

調査士会：オンライン申請については、利用される方、利用されない方が固定化されており、利便性の向上等何かメリットがないと、更なる利用促進は難しいと感じている。

法 務 局：利用されていない方について、操作方法が分からないのであれば、可能な範囲で各事務所へ説明に伺う等の対応を行いたいと考えている。

調査士会：利用されていない方は、印紙税の軽減もなくなり、メリットが感じられていないのが、最大の要因ではないかと考える。
今年度現在３８%の利用率のうち、表示と権利の割合はどうか？

法 務 局：正式なデータはないが、感覚的には権利の方が多いと感じる。

調査士会：乙号申請のオンライン利用率は、どうか？

法 務 局：こちらも正式なデータはない。今年度現在の実績値３８%には含まれていないが、目標値である７１%には含まれる。

調査士会：厳しい状況ではあると考えるが、当会においても、利用促進について検討する。

２．登記相談の事前予約について

登記申請に関する相談については、法務局に事前予約していただくよう、ご協力をお願いします。

法 務 局：予てからお願いしているところではあるが、登記事件処理の円滑化のため、改めて協力をお願いする。なお、当局においては、本年９月より、一般の方の登記相談についても事前予約制を試験的に実施しており、現在、本局・四日市支局・伊勢支局で行っている。今後は全庁に拡張予定である。

調査士会：当会会員の電話予約の実施状況はいかがか？

法 務 局：大多数の方は電話予約していただいているが、突然お越しになる方も一部みえる。事件処理を円滑に進められるよう体制をとっているところであるが、予定外の相談により事件処理に支障がでているのが現状。
事前予約の徹底をお願いしたい。

調査士会：電話予約を行うにつき、都合のいい時間帯はあるか？
法 務 局:午後３時以降など、なるべく遅い時間帯で決めていただくとありがたい。
調査士会：事情によっては、事前予約なしでお願いしたい場合もあると考えるが、全会員に対して、周知文を発送することで対応する。
法 務 局：事前予約をいただく際、相談票に相談・質問事項を記入し、ＦＡＸで事前送付いただくと当局としても対応しやすく、また、来庁いただくまでもなく、電話で回答できるケースがあるかもしれない。
後日、相談票のひな形を送付するので、検討願いたい。
調査士会：検討します。

【調査士会】
１．法務局での保管資料（マイラー化指示書等）の閲覧について
現在調査士会では、「三重県の地籍研究委員会」を設置し、公図の成り立ちについての研究を行っています。今年度も継続して資料収集を行っているところでありますが、法務局において和紙図をマイラー化した際の指示書等があれば、研究に非常に役立つことから、保管資料を一度確認いただき、可能であれば閲覧をさせていただきたい。

法 務 局:昭和４７年の通達によると、更正図からのマイラー化が想定されており、細かな指示事項等は記載されていない。
また、保管資料については、マイラー化に関する業務契約書、仕様書のみ存在した。三重県は、改祖図からのマイラー化が多数あったと思われ、業者からの質疑等あったと思われるが、支局単位で対応していたのではないか。各支局に当時の資料があるかもしれないが、探すのは難しいと思われる。
閲覧については、情報公開法に基づく手続きで可能と思われる。

２．筆界特定に伴う調査測量業務の見積もりについて
筆界特定において、調査測量業務が必要な場合、数名の当会会員が見積もりをし、一番安価な会員が業務を受託しているが、予定価格が実情よりもかなり低額に抑えられているようなので、実情に合った予定価格となるよう、積算方法についての見直しをお願いしたい。

法 務 局：予定価格は承知していない（会計課が担当）が、法務省の通達に基づき算定を行っているため、算定基準の見直しがないかぎり難しいと考える。

ただ、貴会会員の見積もりと比較すると、山林を含む広範囲の測量の場合の基準点設置数については、算定基準との齟齬を感じているところである。今後データを解析し、比率により補正する等の対応を検討したい。変えられるところは変えていき、適正な価格を算定したいと考えている。

３．登記事項証明書について

筆界特定に関する情報を記載する欄は設けられているが、判決に関する情報を記載する欄が設けられていないのは、取引の安全性を考えても非常に不都合である。裁判所との連携をとり、判決に関する情報も登記事項証明書に反映させていただきたい。

法 務 局：行政機関と司法機関ということで、接点を見つけることは、非常に難しいところであり、また、登記記録については、法令で定められているところである。貴会において、日調連に上申していただいたほうがいいのではないか。

調査士会：判決の情報は把握されているか？

法 務 局：判決が確定している事案については、筆界特定が出来ないので、裁判所で閲覧し、保管している。

調査士会：筆界特定の結果が判決により覆った場合、登記事項証明書の筆界特定に関する情報欄は、どうなるのか？

法 務 局：筆界特定の記載は残ったままとなる。

４．登記申請書に添付する資格証明書の省略について

登記情報交換システムで確認できると思いますので、添付省略していただきたい。

法 務 局：資格証明書省略については、不動産登記令で定められているところであるが、現在、民事局において、資格証明書省略化について検討されており、近い将来現実となる可能性はある。システムについては、内部的なシステムによるものであり、登記情報交換システムの活用というわけではない。

調査士会：印鑑証明書についてはどうか？

法 務 局：印鑑証明書については、取引の安全性を担保するため、そういった動きはない。

５．支局との打合せ会における、質問・要望事項のご回答について

支局との打合せ会で質問・要望事項としてご協議いただいた「登記情報提供サービス、登記・供託オンライン申請システムについて」の下記２項目につき、その後の協議経過及び、結果についてご回答いただきたい。

①登記情報提供サービスの図面類は、課金を伴う請求を行うまで、どのような図面が出てくるかわからない状況です。サムネイル保存・印刷不可能な画面で簿冊の時のように閲覧できるようにして頂けると更に使いやすいシステムになると思いますがいかがでしょうか。

法 務 局：現行のシステムは、課金する段階でデータを取り込む構造となっている。機会があれば上申したいが、現行のシステムでの対応は難しい。

②登記・供託オンライン申請システムについて、地積測量図等を請求する場合、複数の図面が備え付けられていると登記年月日や事件 ID を入力しなければ請求できず、それらを事前に確認する手段としては対象の登記簿を取得して確認するしか方法がなく、スムーズな図面の請求ができません。登記情報提供サービスのように必要な図面を選択できるように要望します。

法 務 局：登記年月日・事件ＩＤを空白にして申請すると、事件一覧が表示されるシステムとなっているので、一度ご確認いただきたい。

調査士会：確認します。

（後日検証した結果、申請データ送信後に返信されてくる却下通知に、事件一覧が添付されてくることが判明。）

調査士会：当該事項は、支局との打合せ会で協議実施され、本局と協議する旨の回答をうけたものであるが、支局から報告を受けているか？

法 務 局：当該事項については、報告を受けているが、全支局、出張所から報告されているかは把握できていない。

調査士会：各支局、出張所との連携強化をお願いしたい。

Ⅱ．協議事項

【調査士会】

１．申請人（嘱託者）に過大な負担となる手続きの要請について

特に嘱託登記業務において、本来する必要のない手続きを登記官が要請するケ

ースが多々見受けられる。例えば、地図訂正が相当と思われる案件での、地番更正登記（承諾書添付）の要請。分筆登記の際、同番枝番の地番設定された水路について地番表示を行う地図訂正の要請等々。

法 務 局：当局としては、一般事件、嘱託事件の区別はしていない。
具体的な事案についてはここで理解するのは難しいが、ケースバイケースで相談いただければ、職権でできるものは職権で、地図訂正が必要なものはお願いするということになる。また、局内の資料で判断できる場合は職権で、判断出来ない場合は、承諾書添付で申請等をお願いすることになる。
事案にもよるが、調査報告書に詳細を記載いただく事で承諾書省略可能なケースも考えられる。
地番設定された水路の地番表示を行う地図訂正の要請については、分筆地内に存在しないことが明白であるので、通常地図訂正を求めることはないが、嘱託事件の場合は、その機会にお願いすることはあるかもしれないのでご理解いただきたい。

２．表示登記研究会の設置及び開催について
愛知会等では、積極的に研究会を行いお互いがより使いやすい調査報告書の検討研究をおこなっているので、人員不足等の事は理解するが、できる限り設置をしていただきたい。

法 務 局：以前は研究会が設置、開催されていたと認識しているところではあるが、現在の当局としては、筆界特定とＡＤＲとの連携等、協議が必要なものについては積極的に実施したいと考えており、必要な時に必要な会合を持つということについては、前向きに対応していきたい。
また、愛知では、調査報告書について研究しているとの情報は把握しているところではあるが、一般事務を最優先すべきとの姿勢で考えている。